

委 託 仕 様 書

1 事業名

連携強化事業 福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作

2 事業期間

委託契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

3 目的

福島イノベーション・コースト構想（以下、「構想」という。）の更なる推進を目的として、一般県民をはじめ、企業、学生及び研究機関等に対し、構想への理解を深化させるとともに、参画を促していくため、パンフレット等を制作し、構想に係る取組の総合的な情報発信を行う。

4 事業内容

本事業の目的を達成するためのパンフレット等制作に係る企画・立案、各種取材、写真撮影・購入、情報収集及び取りまとめ、原稿作成、編集、レイアウトデザイン、電子データの作成、校正、製版、印刷、製本、納品、発送の一切を行う。

◎以下受託の留意点

- ・事業の目的や構想実現に向けた取組、成果等、構想をよりわかりやすく説明するため、表紙や記事部も含め、新たなレイアウトデザインで、写真、イラスト、図表、フォント等を工夫し、分かりやすく、見やすい構成とする。
- ・色覚バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する。
- ・デザイン等は複数案を提示し、協議による変更等については速やかに対応する。
- ・掲載する画像は、受託者において収集・手配することを基本とし、委託者からの指示に沿って関係者等からの収集を行う。
- ・掲載する内容（取材先・インタビュー先等を含む。）の選定については、別途委託者から指示するものとするが、受託者も適宜提案する。
- ・委託者は必要に応じ、受託者が収集困難な情報・資料を提供するとともに、本事業に関する指示を行う。
- ・受託者は必要に応じ、現地取材や撮影を行う。
- ・校正にあたっては取材関係者の確認を受けること。取材関係者への校正手配は基本的に受託者が行う。
- ・パンフレット等完成後は、別途委託者が指定する関係各所へ発送する。（250件程度）

(1)パンフレット

ア 掲載内容

- ・構想の概要
- ・重点プロジェクト1 廃炉
- ・重点プロジェクト2 ロボット・ドローン

- ・重点プロジェクト3 エネルギー・環境・リサイクル
- ・重点プロジェクト4 農林水産業
- ・重点プロジェクト5 医療関連
- ・重点プロジェクト6 航空宇宙
- ・機構の概要、取組
- ・取組1 産業集積（企業誘致、事業支援）
- ・ 〃 （市町村企業進出事例）
- ・取組2 教育・人材育成
- ・取組3 交流人口の拡大
- ・取組4 情報発信
- ・機構の連絡先、SNS QR コード 他
- ・読者からのご意見用 QR コード

イ 仕 様

- ・サイズ：数量 A4：20,000部
- ・用 紙 マットコート紙・70kg程度
- ・ペー ジ 数 32ページ程度（表紙、裏表紙含む）
 ただし、他に独自提案があれば提示可
- ・色数・印刷 フルカラー・オフセット印刷
- ・製本・仕上げ方法 中綴じ
- ・校 正 5回以上を目安に、必要に応じて随時対応する。

(2)パンフレット（日本語概要版・英語概要版）

ア 掲載内容

- ・A4サイズのパンフレット記載内容を簡潔にわかりやすく4ページ程度にまとめ、ロゴ・住所 SNS 等の QR コードを追加した日本語概要版（ダイジェスト版）を制作する。また、同様の英語概要版（ダイジェスト版）も併せて制作する。（英語概要版制作は翻訳作業含む）

イ 仕 様

- ・サイズ：数量 日本語概要版 A3：15,000部
 英語概要版 A3： 3,000部
- ・用 紙 マットコート紙・90kg程度
- ・ペー ジ 数 1枚（両面）
- ・色数・印刷 フルカラー・オフセット印刷
- ・製本・仕上げ方法 二つ折り
- ・校 正 5回以上を目安に、必要に応じて随時対応する。

(3)福島イノベーション・コースト構想拠点マップ

ア 掲載内容

- ・表 面 浜通り地域等15市町村（※）の地図に、構想に関連する拠点やコンテンツをピックアップしたマップ。

（※）施設名は日本語と英語両方で表記（英語名は各施設に確認するため翻訳作業は不要）

（※）浜通り等15市町村：いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

- ・裏面 表面に掲載した拠点の概要を掲載する。
- イ 仕様
- ・サイズ：数量 A2：18,000部
 - ・用紙 マットコート紙・70kg程度
 - ・ページ数 1枚（両面）
 - ・色数・印刷 フルカラー・オフセット印刷
 - ・製本・仕上げ方法 ジャバラ折り（三ツ山）+二つ折り
 - ・校正 5回以上を目安に、必要に応じて随時対応する。

5 再委託

(1)一括再委託の禁止

契約を履行するに当たり、委託事項の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(2)部分的再委託の承認

——本事業を部分的に再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託内容の分かる書面を提出し、承認を受けなければならない。

6 権利の帰属

本事業を遂行するに際し、作成した情報・コンテンツに対する成果は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に帰属する。

7 提出物及び提出先

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)契約締結後に速やかに提出するもの（紙媒体1部）

- ・着手届
- ・統括責任者及び担当者通知書
- ・実施工程表
- ・その他、委託者が必要と認めるもの

(2)事業完了後に速やかに提出するもの

（紙媒体1部及び電子媒体（データ形式は別途指示）1部）

ア 事業完了届

イ 収支決算書

ウ 実績報告書

エ ウに添付する書類

・パンフレット等（A4版、日本語概要版、英語概要版、福島イノベーション・コースト構想拠点マップ）

・入稿データ（PDF、AIまたはEPS（adobe illustrator（fontはoutline処理）及びlink画像）

・収集したデータ等

・その他、委託者が必要と認めるもの

(3)提出先

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構 交流促進部

住 所 : 〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

電 話 : 024-581-6893

8 その他

- (1) 本事業に関わる主任担当者については、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置する。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施する。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- (4) 画像等の著作権等について、必要に応じて受託者が料金を支払う等一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。
- (5) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、事業の詳細について機構と協議の上決定する。
- (6) 受託者は、機構と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議のうえ定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。